

第1部 計画の概要

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

本市は、平成17年の1市4町合併以降の最初の障害者に関わる基本計画として、平成18～25年度を計画期間とする「久留米市障害者計画」（以下、「第1期計画」という。）を策定し、市民や地域の関係機関等と協働しながら、障害者福祉の推進に取り組んできました。

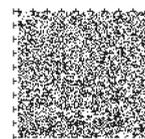
この間、障害者を取り巻く社会環境は大きく変化し、国では、平成19年度に署名した「障害者権利条約」の締結に向け、平成21年度から当面5年間の障害者制度改革の集中期間と位置づけ、必要な国内法の整備を進めてきました。

平成23年度には、この制度改革の根幹となる法律として「障害者基本法」が改正され、社会モデルに基づく障害者の定義の見直しや、合理的配慮、差別禁止の考え方が盛り込まれるなど、障害者支援に対する概念が大きく転換されました。

その後、障害者総合支援法（平成24年成立）や障害者差別解消法（平成25年成立）、障害者雇用促進法（平成25年改正）などの障害者基本法の内容の具体化等を目的とした重要な法律が相次いで成立し、平成25年9月には障害者基本法に基づく国の障害者施策に関する基本計画として、「障害者基本計画（第3次）」が策定され、今後5年間の国による障害者支援施策の基本的方向が明らかになりました。

また、法制度以外の社会情勢に目を向けると、少子高齢社会・人口減少社会の本格化や景気の低迷、東日本大震災に代表される大規模災害の発生など、障害者の暮らしに大きく影響する事象が発生しており、このような社会情勢の中で、障害者が安心して生活できる環境整備の必要性がより一層高まっています。

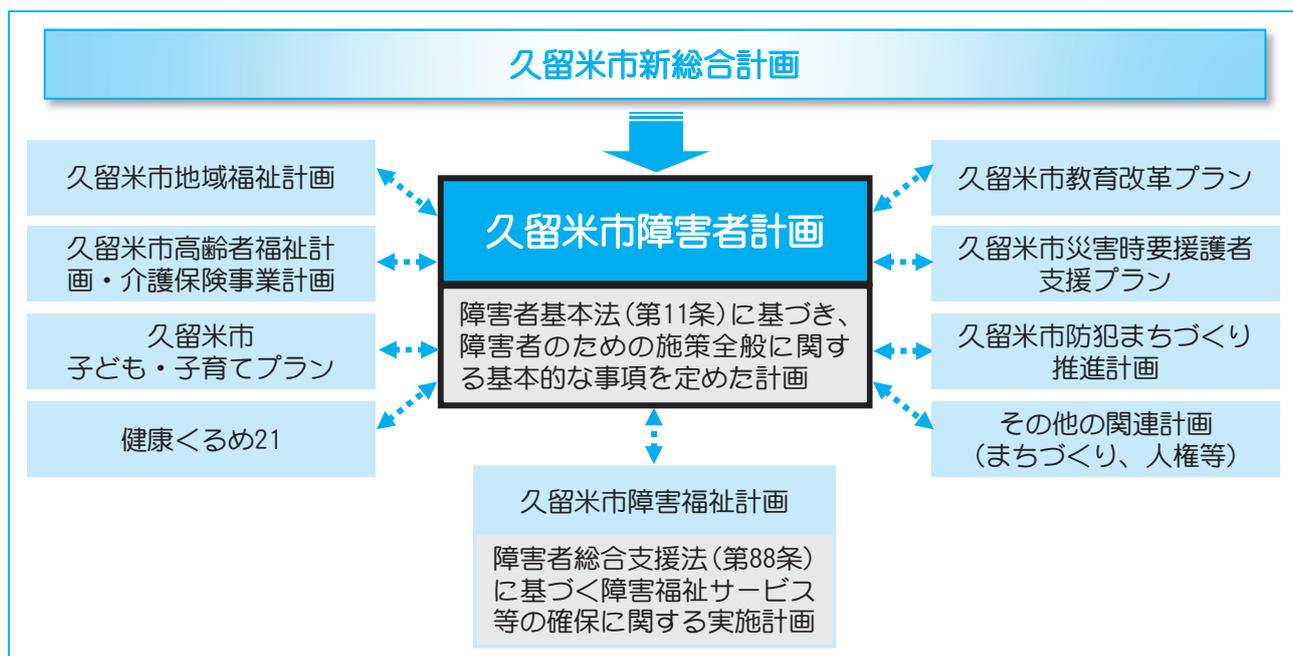
この計画は、このような障害者を取り巻くさまざまな社会環境の変化や、本市の第1期計画の取組状況等を踏まえ、障害者基本法が目的とする「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」に向け、障害者の自立及び社会参加・参画の支援等に係る各種施策を推進するために策定するものです。



2. 計画の位置づけ

- この計画は、障害者基本法（第11条）に基づく「市町村障害者計画」として、本市における障害者のための施策全般に関する基本的な事項を定めた計画です。
- この計画は、「久留米市新総合計画」をはじめ、「久留米市地域福祉計画」、「久留米市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「くるめ子ども・子育てプラン」、「健康くるめ21」などの保健福祉分野の計画や、教育やまちづくり、人権、防災などのその他の関連分野の計画等と整合性を図って策定しました。

図表－1 計画の位置づけ

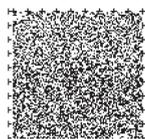


3. 計画の期間

この計画は、より長期的な展望を視野に入れつつも、国の「障害者計画（第3次）」（計画期間：平成25～29年度）や本市の障害福祉計画などの関連計画の計画期間を踏まえるとともに、社会情勢や法制度改正への対応を考慮し、平成26～29年度までの4年間を計画期間とします。

図表－2 計画の期間

H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
久留米市障害者計画 (第1期計画) 【H18-25】								久留米市 障害者計画 【H26-29】			
久留米市 障害福祉計画 (第1期) 【H18-20】			久留米市 障害福祉計画 (第2期) 【H21-23】			久留米市 障害福祉計画 (第3期) 【H24-26】		久留米市 障害福祉計画 (第4期) ※予定 【H27-29】			

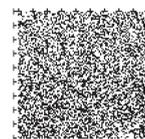
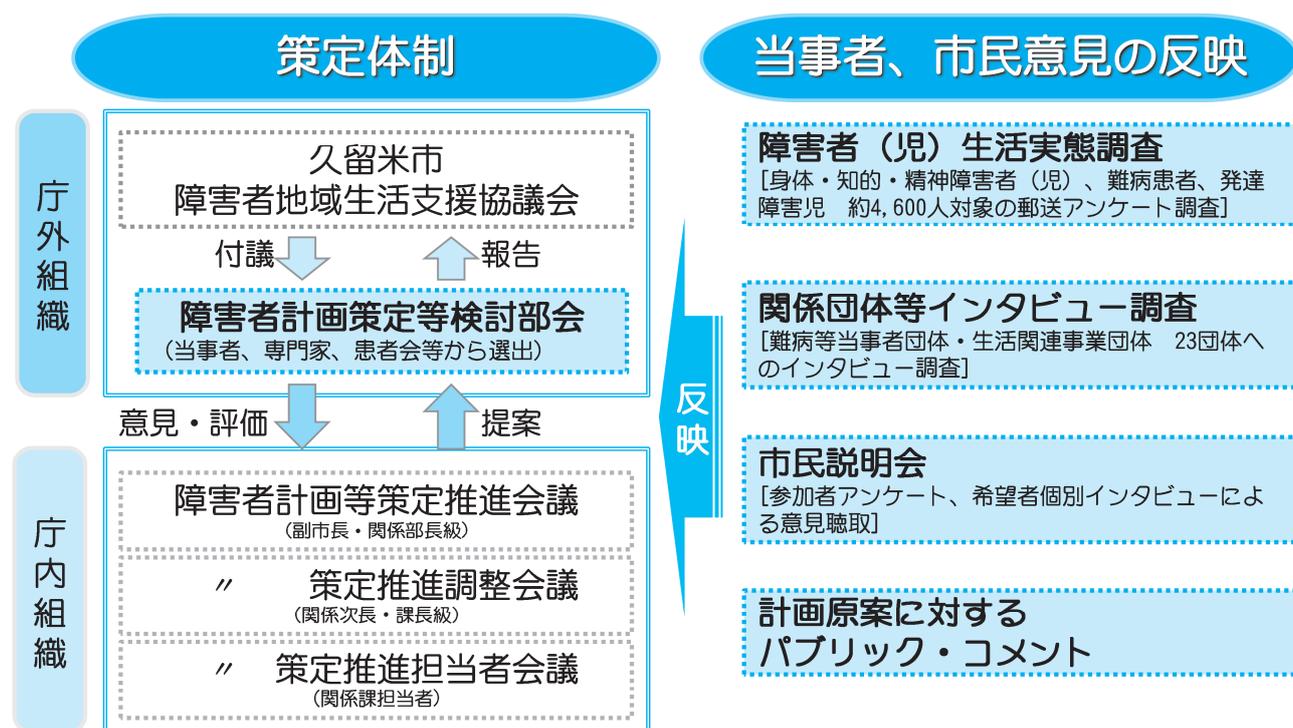


4. 計画策定の体制と過程

(1) 計画の策定体制

- この計画は、本市の障害者支援体制等について検討・協議を行う「久留米市障害者地域生活支援協議会」の下部組織として、障害者の当事者団体や障害者支援に係る各種団体・機関やサービス事業者、公募委員、学識経験者などにより構成する「障害者計画策定等検討部会」を設置し、計画内容等について、当事者・関係者の意見を反映できるよう努めました。
- また、庁内の検討組織として「久留米市障害者計画等策定推進会議」等を設置し、検討部会の協議内容等も踏まえて、関係部局間の調整を行いました。
- なお、計画策定にあたっては、アンケート方式による障害者（児）生活実態調査をはじめ、関係団体等インタビュー調査や、市民説明会、計画原案に対するパブリック・コメントにより、障害者やその家族などの当事者やその他の市民の意見の反映に努めました。

図表－3 計画の策定体制と当事者等の意見反映手法



(2) 当事者・市民意見の反映手法

① 障害者（児）生活実態調査

障害者の生活の現状やニーズを把握し、計画策定の基礎資料とするため、平成24年12月～平成25年1月に、身体・知的・精神障害者（児）、難病患者、発達面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者を対象とした3種類のアンケート調査を実施しました。【詳細 別冊「久留米市障害者（児）生活実態調査 調査報告書」平成25年3月】

② 関係団体等インタビュー調査

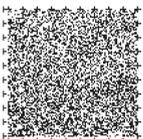
障害者（児）生活実態調査を補完する調査として、難病や高次脳機能障害などの当事者団体や、障害者の地域生活に関わりが深い生活関連事業団体（金融、交通、商業施設、文化施設、就労支援機関、保育・教育機関など）に対するインタビュー調査を実施しました。【詳細 資料編参照】

③ 市民説明会

計画策定の中間段階で広く市民の意見を聴取するため、平成25年11月2日に本計画に関する市民説明会を開催しました。説明会では、生活実態調査結果や第1期計画の進捗状況・課題、及び本計画の方針案などを報告し、意見を聴取するとともに、希望者に対して、後日、個別インタビューを実施し、意見・要望などの把握を行いました。

④ 計画原案に対するパブリック・コメント

平成26年2月1日（土）から3月3日（月）までの間、計画素案を公表し意見を聴取する「市民意見提出手続（パブリック・コメント）」を実施しました。



第2章 障害者を取り巻く現状

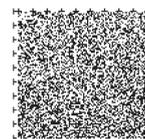
1. 障害者に関わる法制度の動向

我が国は、平成21年12月、内閣に「障がい者制度改革推進本部」を設置し、当面5年間に障害者の制度に係る改革の集中期間と位置づけ、障害者権利条約の締結に必要な国内法の整備をはじめとする障害者関連制度の改革を推進してきました。

特に、平成23年の障害者基本法の改正においては、日常生活または社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるという、いわゆる「社会モデル」に基づく障害者の概念や、障害者権利条約で示されている「合理的配慮」の概念が盛り込まれるなど、新たな障害者福祉施策の推進に向けた基本方針が整理され、その後、基本法の内容を具体化するための関連法の成立や、基本法に基づく国の基本計画（障害者基本計画〔第3次〕）が策定されています。

図表－4 障害者施策に関わる主な関連法制度の動向

時期	事項	概要
H21. 12	障がい者制度改革推進本部の設置	障害者制度改革に向けた取組の開始
H23. 6	障害者虐待防止法の成立	虐待の定義、防止策を明記
H23. 7	障害者基本法の改正	障害者の定義の見直し、「合理的配慮」の概念や「差別禁止」の明記
H24. 6	障害者総合支援法の成立	障害者自立支援法の見直し、障害への難病追加、制度の谷間の解消
〃	障害者優先調達推進法の成立	障害者就労施設などへの物品などの需要の増進
H24. 10	障害者虐待防止法の施行	
H25. 4	障害者総合支援法の施行	
〃	障害者優先調達推進法の施行	
H25. 6	障害者差別解消法の成立	障害者基本法の差別禁止の概念の具体化
〃	障害者雇用促進法の改正	雇用分野における差別禁止の具体化
H25. 9	障害者基本計画（第3次）の策定	障害者基本法に基づく国の障害者施策に関する基本計画（計画期間：H25～29）



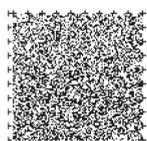
2. 障害者の動向

(1) 障害者手帳所持者等の状況

- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は第1期計画策定時（平成18年度）以降、一貫して増加傾向にあります（身体障害者手帳所持者1.1倍、療育手帳所持者1.1倍、精神障害者保健福祉手帳所持者1.9倍）。
- 精神障害者については、自立支援医療（精神通院医療）受給者も顕著に増加しています（1.4倍）。
【詳細 資料編参照】

(2) その他の障害や難病の状況

- 幼児教育研究所の相談件数や通級指導教室の利用人数は増加傾向にあり、発達障害などをはじめとした、発達面での支援が必要な子どもが増えていることがわかります。
- 特定疾患医療を受給している難病患者も増加しており、平成24年度で2,000人を超えており、潰瘍性大腸炎などの消化器系疾患やパーキンソン病などの神経・筋疾患などの患者が多くなっています。
【詳細 資料編参照】



3. 生活実態調査などからみた現状

【詳細 別冊「久留米市障害者（児）生活実態調査 調査報告書」平成25年3月】

（1）子どもの発達支援や教育をめぐる現状

- 少なくとも約6割の保護者が通園や通学をするにあたって何らかの困りごとを抱えています（3障害）。
- 18歳以降の進路を決めかねている人も多く、15～18歳でも約4人に1人が進路を決めかねています（3障害）。
- 発達の面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者の約6割近くが、乳幼児期から学校卒業まで相談・療育・訓練を一貫して行う機関が市内にないことに困っています。（発達）
- 教育に関する要望では、専門的知識を持った教職員を求める人が多く、特に発達の面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者では8割強と特に高くなっています（3障害、発達）。

（2）厳しい雇用・就労の状況

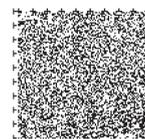
- 就労者の割合（一般就労と福祉的就労を合わせた割合）は、最も高い30歳代でも5割以下に留まります（3障害）。
- 就労している人の仕事上の悩み・困りごとは「収入が少ないこと」が最も多くなっています（3障害）。
- 障害者が働くために必要な条件については「生活資金を得られる職場があること」「障害にあった仕事であること」「周囲が自分を理解してくれること」などが上位にあがっており、障害特性に応じた就労環境・条件整備が求められています（3障害、発達）。

（3）家族による介助の現状と生活課題の抱え込み、虐待の状況

- 主な介助者は配偶者や親等の家族が7割を占めており、家族が障害者の身の回りの支援の中心を担っています（3障害）。
- 生活上の困りごとを相談する相手も「家族・親族」が半数を超えており、相談相手の中心となっています（3障害、発達）。
- 虐待を受けた可能性がある人が1割を占めているが、精神障害者では約4人に1人と高くなっています。また、虐待を受けたときの相談先も「家族」が最も多くなっています（3障害）。

（4）障害者差別の現状

- 差別を感じたり、いやな思いをしたりしたことがある人は依然として多く、特に知的障害者・精神障害者では半数を超えています。（3障害、難病、発達）
- 障害者理解のための啓発として、難病患者は「講演会・学習会開催」、発達の面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者は「学校での福祉教育の充実」が市民理解向上に必要と考えています（難病、発達）。



(5) 災害に関する現状

- 災害に対する備えをしていない人が8割を超えています（3障害）。
- 約3割の人は災害時に避難所まで避難できないと回答しており、特に知的障害者では半数以上と高くなっています（3障害）。
- 災害時に不安なこととして、「正確な情報が流れてこない」「避難所で必要な薬・治療が受けられない」「避難所で障害に応じた対応があるか心配」などが上位にあがっています（3障害、難病）。

■調査対象について（詳細は資料編98ページ）

表 記	調 査 対 象
3 障 害	身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者、自立支援医療（精神通院制度）利用者
難 病	特定疾患医療受給者証所持者（身体障害者手帳所持者除く）
発 達	発達の面で支援が必要と思われる子どもを持つ保護者



4. 第1期計画の進捗と課題

第1期計画（計画期間：平成18～25年度）は、「障害者が 住み慣れた地域で 普通に暮らせるまちづくり」を基本理念として、その実現のため4つの基本目標と9つの施策分野を設定し、166の施策に取り組んできました。これらの施策について、計画した施策目標に対する実施状況や課題を所管課において総括するとともに、4段階の達成度評価基準に基づき、各所管課で達成度の自己評価を行いました。その結果、全体の過半数の施策でほぼ目標を達成（評価S・A）できていますが、その一方で目標達成に至らなかったものや取組に着手できなかったものも一部見受けられました。この計画では、これらの第1期計画の進捗と課題を踏まえた取組が必要です。

図表－5 第1期計画の進捗と課題

基本目標	施策分野	達成度評価（施策数）							第1期計画の主な課題
		計	S	A	B	C	(再掲) S+A	S+A の割合	
基本目標1	1 療育・保育	14	1	9	2	2	10	71%	●療育センター機能の確立 ●幼児教育研究所の機能強化（専門職員の確保等）
	2 教育・育成	19	0	17	2	0	17	89%	●通級指導教室のニーズ増への対応
基本目標2	3 雇用・就労	18	1	12	4	1	13	72%	●重度障害者の通勤支援制度、職場定着支援の検討 ●就労に関する相談支援体制づくりのための関係機関連携強化
	4 日中活動	8	0	5	2	1	5	63%	●精神障害者の日中活動の場の確保（日中活動系サービス事業者への精神障害への理解促進等）
	5 社会活動	13	0	8	4	1	8	62%	●スポーツ活動参加者の固定化への対応（新たな参加者層の開拓等） ●国内外交流イベントの参加促進策の検討
基本目標3	6 生活支援	30	3	16	7	4	19	63%	●市営住宅のグループホーム利用に向けた取組 ●障害者の住宅確保支援に向けた検討（不動産業者等を交えた検証、公的保証人制度等の支援方法の検討等） ●障害福祉サービスの利便性や質の向上（日中一時支援の利便性向上、ガイドヘルプの質の向上等） ●バリアフリーマップの内容充実 ●相談支援体制づくりのための関係機関連携強化 ●サービス利用に関わる苦情処理制度の検討
	7 保健・医療	7	0	5	2	0	5	71%	－
基本目標4	8 啓発・広報、情報・コミュニケーション	21	0	11	10	0	11	52%	●福祉ボランティアの育成に向けた検討 ●生活訓練講座（インターネット、携帯電話等の情報機器利用に関する講座）への参加促進
	9 生活環境	36	0	21	14	1	21	58%	●公共交通機関等との連携強化 ●警察との連携強化（警察での障害者対応に関する協議等） ●福祉避難所指定のための調整
全体		166	5	104	47	10	109	66%	

〈達成度評価基準〉

S	目標を上回った、あるいは高い成果が得られた（100%以上）
A	ほぼ目標は達成した（80～100%程度）
B	目標の達成に至らない、成果が出るまで時間を要す（60～80%程度）
C	取組に着手できなかった、あるいは施策内容を見直したため、目標が達成できない

